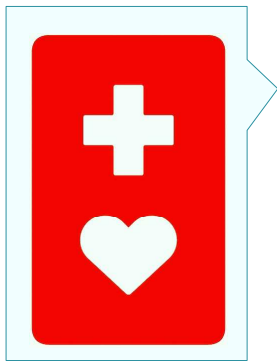


「助けて!」「SOS」聞き逃さないで!



このマークは「ヘルプマーク」といいます。
外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方や内部障がいや難病の人、妊娠初期の人などが、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくするマークです。

ヘルプマークの使用対象には、病気や疾患・障がいなどの決まった基準はありません。手助けや配慮が必要な人であれば誰でも使用できます。

できることはたくさんある。

マークを見かけたら思いやりのある行動を!

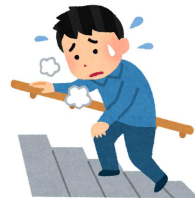
✓ 電車・バスの中で席をお譲りください。

病気や障がいによって疲れやすい人や、つり革につかまり続けることが困難な人もいます。また外見からは分かりづらいため、優先席に座っていると周りの目が気になり、ストレスとを感じる方もいます。



✓ 駅や商業施設で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。



✓ 災害時は、安全に非難するための支援をお願いします。

視覚や聴覚に障がいがあり、状況把握が難しい方、肢体に障がいがあり、自力での迅速な非難が困難な方がいます。



ヘルプマークは広まりつつあるとはいえ知名度はまだまだで、必要な人が気兼ねなく利用できるよう、社会全体が理解を深める必要があります。

ヘルプマークのお問い合わせ

和東町役場 福祉課
電 話0774-78-3006
FAX0774-78-2799

ヘルプマークは
和東町役場(福祉課)
和東町人権ふれあいセンター
でも配布しています。

なごみ



第 2 3 5 号

2021年10月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



新型コロナウイルスワクチン接種は強制ではありません



ワクチン接種をしてない方への差別的行為は人権を侵害する行為です。

ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気などの様々な理由でワクチンを接種できない方もいます。



職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けてない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

情報

再就職や転職を目指す方へ

月10万円の給付金＋無料の職業訓練

ハローワーク 求職者支援制度

求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます。

給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます。訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークで就職活動をサポートします。

求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています。

まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください。

求職者支援訓練



ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

10月の相談日

月日・・・10月27日（水）

時間・・・午後1時30分～4時

場所・・・人権ふれあいセンター



お問い合わせ先
和東町人権啓発課

（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212